

留萌市立東光小学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ」に関する基本的な考え方

「いじめ」は、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの学校、どの学級にも、どの児童にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となり継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。本校の児童が、笑顔が輝き、共に学び、高め合う学校生活を送ることができるいじめのない学校づくりのために「いじめ防止基本方針」を策定しました。

【いじめの定義について】

「けんか」「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情や調査を行い、子どもの感じる被害性に着目して、いじめをできるだけ小さな芽のうちに摘み取ることに努める。

【いじめ防止のための基本姿勢として】

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- 児童一人一人のよさや頑張りを認め、自己有用感を高める活動を推進します。
- いじめの早期発見・早期解決のために、児童の主体的な取組を含め様々な取組を進めます。
- 家庭や地域、関係機関と連携していじめ問題に取り組みます。
以上の4点をおさえ、いじめ防止の対策を推進します。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 児童や学級の状況の実態把握と児童理解
アンケート調査(年2回)、教育相談(年2回)、校内巡視、情報交換に取り組む。
- (2) 互いに認め合い、支え合い、助けあう仲間づくり
生徒指導の機能を生かした学習指導や学級活動の取組及び連帯感や達成感のある学級づくりに努める。
- (3) 道徳教育や人権教育の充実
児童の豊かな情操や道徳心を培い、思いやりの心を育むために、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図る。
- (4) 校内研修の促進
共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めるなど、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、相談しやすい環境づくりに努める。
- (5) 家庭や地域、関係機関との連携
いじめ防止に関する理解や啓発を図るために、家庭や地域及び関係機関との連携を図るとともに、情報交流を図る。
- (6) 特に配慮の必要な児童に対する重点的な支援
配慮の必要な児童の特性を踏まえつつ、適切な支援を進める。

3 いじめ早期発見に向けての取組

- (1) 「変化に気づく」
 - ・児童の様子を全教職員で見守り、変化のサインに気づいたら、情報を共有し、積極的な声かけなどを行い、児童に安心感をもたせる。
 - ・様子に変化が見られる場合には、問題の有無を確かめ、児童から悩み等を聞くなどして問題の早期解決を図る。
 - ・アンケート調査や教育相談等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、児童との信頼関係を深める。
- (2) 「誰にでも」
 - ・困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。
 - ・いじめられている児童や保護者からの訴えについては、親身に耳を傾け、受け止めて、いじめから守ることを伝える。
 - ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- (3) 「傷口の小さなうちに」
 - ・いじめの兆候や相談を受けた場合には、事実関係を早期に把握し、いじめられている児童の側に立って問題の解決にあたる。
 - ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度で指導にあたる。

- ・いじめている児童には、いじめてしまう要因を聞き取り、児童の心の安定を図るとともに指導を行う。
 - ・いじめに関する相談を受けた場合には、管理職に相談するとともに、対策委員会などを通じて全教職員で情報を共有する。
 - ・事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導や家庭での対応の仕方について共通理解を図る。
- (4) 「確実ないじめの解消を」
- ・いじめに係る行為が止んでいることを確実に見取り、いじめの対象児童が心身の苦痛を感じていないことを確かめ解消と見なす。

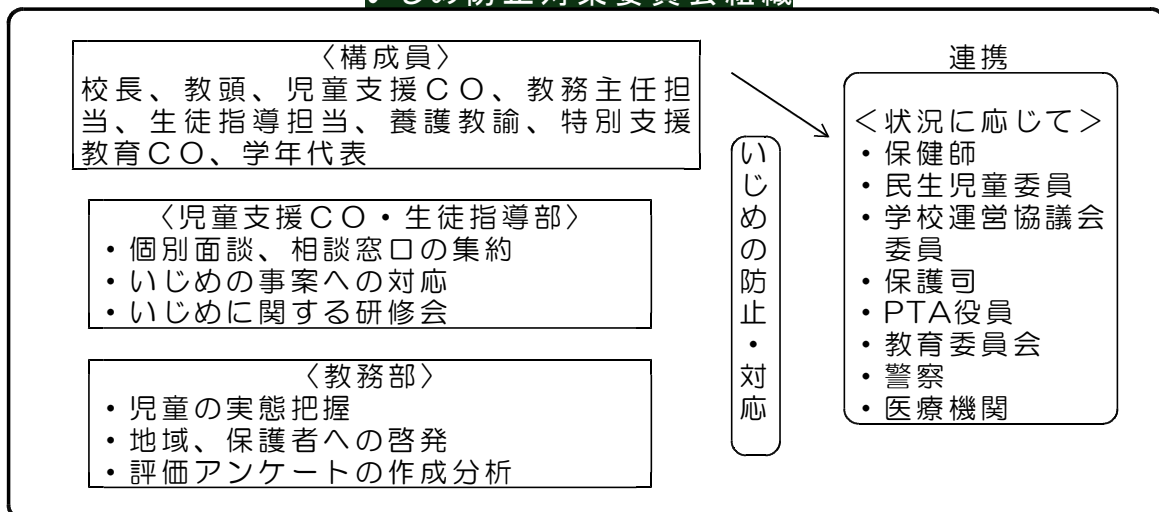
4 インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

インターネットや携帯電話を使用する際のマナーについて、定期的な指導を行うとともに、保護者に対しても啓発を図る。

5 いじめ防止等に対する措置

- (1) 校内組織の設置
- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導部等、特別支援コーディネーター、当該担任による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。
- (2) いじめ防止指導計画の整備
- ・いじめの未然防止や早期発見のために、年間の指導計画を立てて、組織的、計画的に、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- (3) いじめへの対処
- ・複数の教職員による事実確認を行い、速やかに管理職及び教育委員会へ報告する。
 - ・いじめを受けた児童に対して、心の安定を図れるように教職員又はスクールカウンセラー等による面談を行い、必要な支援を行う。
 - ・いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に対して、事実を正確に伝えるとともに、保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、解決に向けて連携して取り組む。
 - ・いじめの背景に、家庭の要因が考えられる場合には、市の関係機関や民生・児童委員、保護司会等、関係機関との連携を図る。
- (4) 重大事案への対処
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められる重大事態の際は、教育委員会の指導・助言を求め、警察とも連携し、組織的に対処する。
 - ・事案により、保護者への説明が必要と判断した場合には、説明文書の配付や緊急の保護者会の開催など、誠実な対応に努める。

いじめ防止対策委員会組織



本組織の役割

- いじめ防止基本方針の策定や見直し

- いじめ防止基本方針に基づく取組の点検と検証、計画の見直し
- いじめの通報・相談の窓口
- いじめに関する情報や子どもの問題行動等に係る情報収集と共有
- いじめに関する情報があった場合の緊急会議の開催